

国立研究開発法人及び 国立研究開発法人審議会について

独立行政法人通則法の改正

独立行政法人が、制度導入の本来の趣旨に則り、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮できるよう、法人運営の基本となる共通制度について見直しを行ったもの。

※「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき改正。

法律の概要

(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類

- 全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応して法人のマネジメントを行うため、三つの分類（中期目標管理法、**国立研究開発法人**、行政執行法人）を設ける。
 - ①中期目標管理法 公共上の事務・事業を中期的(3~5年)な目標・計画に基づき行うことにより、多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益を増進することを目的とする法人
 - ②国立研究開発法人 研究開発に係る業務を主要な業務として、中長期的(5~7年)な目標・計画に基づき行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人
 - ③行政執行法人 国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる事務・事業を、単年度ごとの目標・計画に基づき行うことにより、正確・確実に執行することを目的とする法人

(2) PDCAサイクル^(注)が機能する目標・評価の仕組みの構築

- 主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを強化し、目標・評価の一貫性・実効性を向上させる。
 - ・政策責任者である主務大臣が、毎年度、業績評価を実施。第三者機関は、主務大臣による業績評価結果等を点検
 - ・主務大臣は目標を具体的に設定(総務大臣が指針を策定)
 - ・**国立研究開発法人については、主務大臣の評価等に際して国立研究開発法人審議会からの意見聴取が必要** 等
- 注:PDCA:P(Plan:目標、計画)→D(Do:実施)→C(Check:評価)→A(Action:改善)

(3) 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

- 法人の内外から業務運営を改善し得るよう、法人内部のガバナンスを強化するほか、主務大臣による是正措置を整備する。
 - ・監事の機能強化(監事の調査権限を明記等)、役員損害賠償責任、役職員の再就職あっせん規制等の導入
 - ・主務大臣に法人への是正・改善命令権を付与 等

施行期日

平成27年4月1日

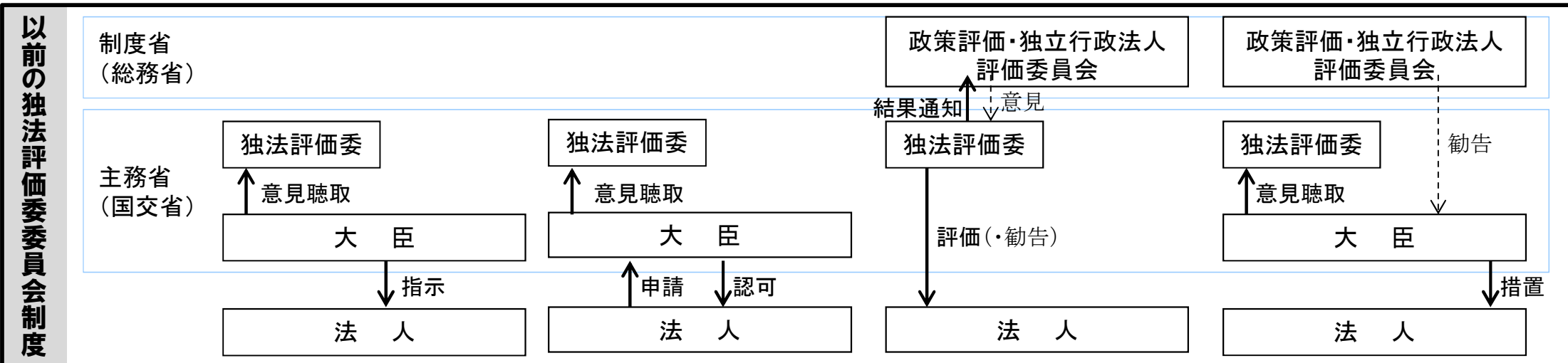
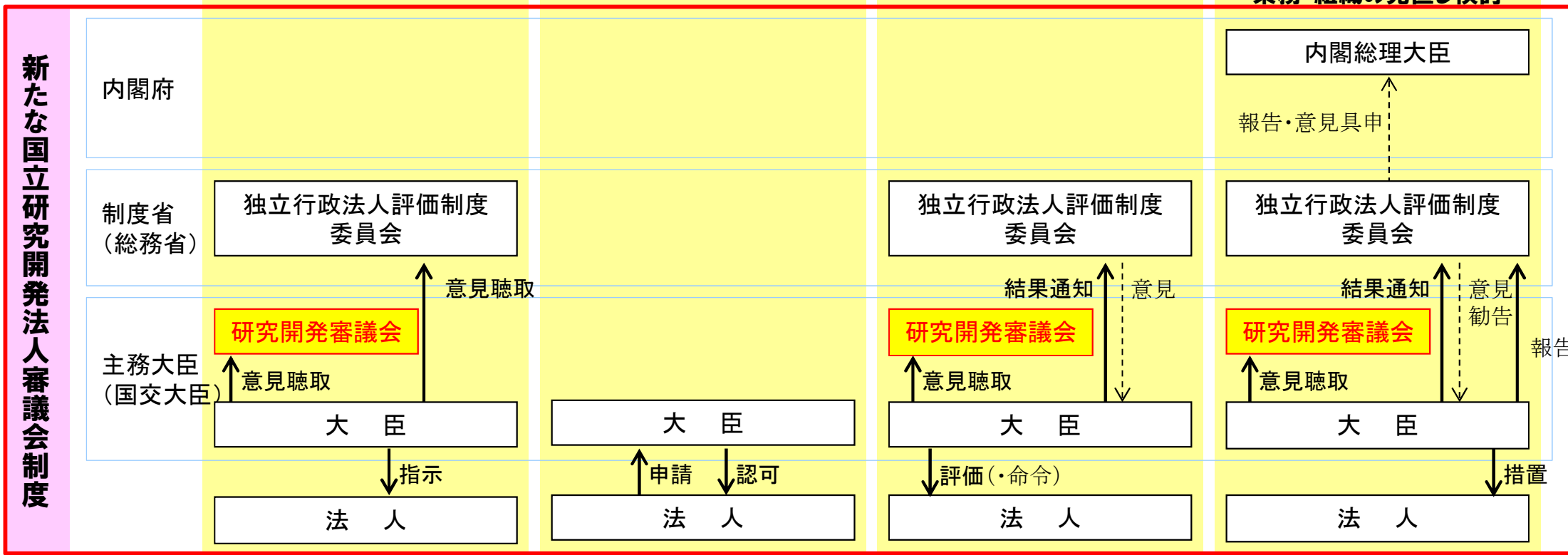
国立研究開発法人と国立研究開発法人審議会

- **国立研究開発法人**は、研究開発を主要な業務とする法人であり、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人として規定された。
- 他の独立行政法人とは異なり、目標期間を長期化(5年～7年)することが可能。
- 研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性から、主務大臣が行う中期目標設定や業績評価、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際に、国立研究開発法人審議会が、研究開発領域の専門性、研究開発に係る国際動向、法人のマネジメント等に関して適切な助言を行う。(なお、同審議会は、必要に応じ、外国人有識者を委員とすることも可能。)

国土交通省の国立研究開発法人

| 名称 | 主な業務 |
|-------------------|--|
| 国立研究開発法人土木研究所 | ・土木技術に関する調査、試験、研究及び開発 |
| 国立研究開発法人建築研究所 | ・住宅・建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発 |
| 国立研究開発法人海上技術安全研究所 | ・船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発 |
| 国立研究開発法人港湾空港技術研究所 | ・港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発 |
| 国立研究開発法人電子航法研究所 | ・航空交通システム等に関する試験、調査、研究及び開発 |

国立研究開発法人審議会の役割



中長期目標の設定と業務実績評価

中長期目標の設定

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月総務大臣決定)参照

- 法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを設定し、法人内部のマネジメントを発揮できるよう、評価に資する一定の事業のまとまりごとに目標を策定。
- 法人の役割(ミッション)、業務、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性・多様性を踏まえて適切に設定。
- 具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような、「研究開発成果の最大化」に向けた適切な目標を策定。

業務実績評価

「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月総務大臣決定)参照

| | 評価等の内容 |
|-------------|---|
| 年度評価 | 各事業年度の業務の実績について総合的な評価を実施。 |
| 見込評価 | 中長期目標期間終了の前年度までの業務の実績及び同期間終了時に見込まれる業務の実績について、総合的な評価を実施。 |
| 中長期目標期間実績評価 | 中長期目標期間全体の業務の実績について総合的な評価を実施。 |
| 中長期目標期間中間評価 | 中長期目標期間中に理事長が変わる場合の評価。 |

《評価の方法・視点》

- 法人のミッション、個別目標等に応じて予め設定した評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から総合的に評価。
- 「研究開発成果の最大化」は、創出された直接的な成果のみならず、成果の実用化などの橋渡し、人材の養成、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援等も含めることに留意。
- 業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえるとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(assessment)も織り込むなど、好循環の創出を促す評価。

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」の両立の実現